広報 やいづ 2/15
静岡県焼津市役所発行
焼津市本町二丁目16番32号
編集・総務部秘書広報課
2006年（平成18年）２月15日発行
〒425-8502　☎626-1111　FAX626-2182

今号の主な内容

Ｐ２～３・・・幼稚園協会が車いす用の体重計を寄贈、志太の住民が考えるごみ減量・資源化懇話会委員を募集、小泉八雲顕彰文芸作品入賞者の紹介 など
Ｐ４～５・・・平成17年度スポーツ賞表彰式・記念講演を開催、鰹倶楽部がグッドデザインしずおかでプロセス賞を受賞、スポーツ教室・水泳教室の募集　など
Ｐ６～７・・・お知らせ、３月の健康、震災時の医療救護①(救護所の設置)　など
Ｐ８　・・・カメラニュース

まちの迷惑ですよ!! 放置自転車

駅周辺の放置整理区域内の放置は禁

駐輪場以外の場所に無秩序に置かれた自転車は、いろいろな問題を引き起こしています。特に通勤や通学、買い物などで人が多く集まる駅周辺での放置は、安全な通行の障害になるばかりでなく、街の美観を損い、さらには事故や災害時の対応の妨げとなる恐れがあります。自転車を置くマナーについて考えましょう。

問合先　道路課　☎(626)2174

放置自転車とは

放置自転車（バイクなども含む）とは、駐輪場以外の駅前広場や道路に朝から夕方まで置いてある通勤・通学用の自転車のことだけではありません。買い物などのために短時間置かれた自転車でも、利用者が直ちに移動できなければ放置自転車になります。

このような放置自転車は相変わらず後を絶ちません。「自分ひとりぐらいなら」という安易な気持ちが自転車やバイクの放置につながっているのではないでしょうか。

市条例をご存じですか

市は昭和61年に「自転車等の放置防止に関する条例」を制定。ＪＲ焼津・西焼津の両駅周辺に「放置整理区域」を設け、生活環境の保持に努めています。

放置整理区域に放置された自転車やバイクは、シールを張って、警告した後、西焼津の保管場所に移動し、保管します。保管中、撤去した自転車などの車体番号から警察に照会し、確認できた所有者には通知して、返還日に保管場所に引き取りに来ていただきます。

その際、放置自転車に対する指導を行い、手数料を徴収し、自転車を返還しています。

また、引き取り手が無いまま6カ月を経過した自転車などは、市でリサイクルまたは廃棄処分します。

盗難対策をしましょう

昨年4月から12月までの間に撤去されたのは276台、そのうち返還されたのが79台です。返還された自転車のうち11台は盗難によるものでした。自分の自転車などが盗まれ、駅周辺で迷惑駐輪の対象となっているのではやりきれません。そうならないためにも、自転車購入時には防犯登録をしたり、自転車から離れる時は鍵をかけたりするなど盗難防止の対策を講じましょう。

駐輪場を利用しましょう

駅周辺に自転車やバイクなどを駐輪する場合は、近くの駐輪場に預けるようにしましょう。また、放置整理区域外であっても、放置はやめましょう。

私たち一人ひとりがルールを守り、マナーを良くすることが放置自転車をなくす最善の解決方法です。

誰もが安全で安心して通行できる道路や歩道を確保するため、引き続き皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▲放置自転車に張られる警告書

放置自転車に警告シールを張る巡視員

●西焼津駅にエレベーター　完成間近！

昨年から西焼津駅の北口にエレベーターと多目的トイレ、南口にエレベーターを設置する工事が、完成間近となってきました。

この事業は、焼津市移動円滑化基本構想に基づいて整備をされているもので、新設されるエレベーターとトイレは、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れています。

また、外から改札口へ昇降する場合と、改札口からプラットホームとを昇降する場合とを兼用して1台のエレベーターが稼動する全国的にも設置例の少ない構造です。駅を利用する場合、エレベーターに乗って改札口へ行き、切符を買ってから改札を通り、同じエレベーターでプラットホームへ降りることができます。

これらの整備により、車いすを利用する人をはじめ、高齢者や妊婦、小さな子どもを連れた人などすべての人が、円滑に鉄道や自由通路の利用ができるようになります。

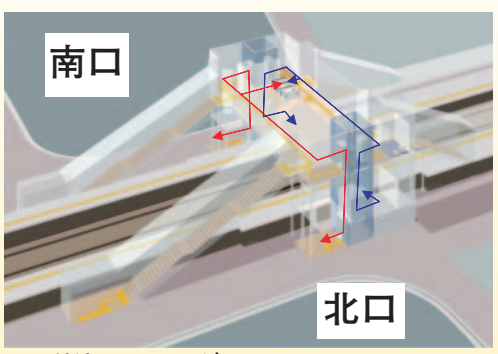

▲西焼津駅のイメージ図

◆問合先　都市計画課　☎(626)2160

▶保管場所に移動された自転車

放置自転車返還日　毎週火曜日　午前９時～正午　毎週金曜日　午後１時～４時
※年末年始(12月28日～１月４日）および祝日を除く
撤去保管手数料　自転車…1,000円、原付…1,500円
放置自転車のリサイクル　市内の自転車商業組合加入店で点検・修理し販売されています。